

議案第22号

幕別町嘱託医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

幕別町嘱託医師等の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和53年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 報酬は、次により支給する。

- (1) 日額により報酬の額を定められている嘱託医等の報酬は、職務従事後に支給する。
  - (2) 月額により報酬の額を定められている嘱託医等の報酬は、その月の末日までに支給する。
  - (3) 年額により報酬の額を定められている嘱託医等の報酬は、これを3回に分け、8月、12月及び翌年4月の10日までに支給する。
- 2 新たに月額の報酬を受けることとなった嘱託医等にはその日から、新たに年額の報酬を受けることとなった嘱託医等にはその日の属する月から報酬を支給する。
- 3 月額の報酬を受ける嘱託医等が退職、失職又は死亡したときはその日まで、年額の報酬を受ける嘱託医等が退職、失職又は死亡したときはその日の属する月まで報酬を支給する。
- 4 前2項の規定による報酬の額は、月額の報酬の場合にあつては日割により、年額の報酬の場合にあつては月割により計算する。

別表に次のように加える。

産業医	月額	25,100	町長相当額。ただし、日当は650
-----	----	--------	------------------

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。